

第Ⅰ章 序 言

1984年度に奈良国立文化財研究所史料第27冊として刊行した『木器集成図録 近畿古代篇』（以下、『近畿古代篇』と略称）にひきつづき、奈良国立文化財研究所史料第36冊『木器集成図録 近畿原始篇』（以下、『近畿原始篇』もしくは「本書」と略称）を刊行する。『近畿古代篇』には、近畿地方で出土した7世紀以降、12・13世紀以前（以下、「以降」「以前」の語は表記の年代を含めたものとして用いる）の木器を収録した。本書はそれに先行する6世紀以前の木器を主に収録する。ただし、『近畿古代篇』編集時には、8・9世紀代の木器に比べ、7世紀代の木器が不足していた。現在もその不均衡は是正されてはいない。しかし、これを補う意味で、1985年以降に判明した7世紀中頃までの木器の一部も本書図版に収録している。

書名について 6世紀以前の近畿地方は、日本考古学の時期区分で旧石器時代・縄文時代・弥生時代・古墳時代に該当する。これらの時代を「原始」の呼称で一括することには、異論が多いと思う。しかし、『近畿古代篇』との釣合いをとるために、便宜的に『近畿原始篇』の書名を採用した。少なくとも、本書編集の目的には、時期区分論に一石を投ずる意図は全くない。

にもかかわらず、『近畿原始篇』と『近畿古代篇』に収録した木器の内容に大きな違いがあることは、両者を比較すれば一目瞭然である。図版掲載の木器に限って言えば、本書に収録した2480点の木器のうち、「農具」に含めた木器が最も多く、887点で約36%を占める（tab. 1）。後述するように『近畿原始篇』と『近畿古代篇』の分類項目のたてかたには若干の相違があるが、『近畿古代篇』の図版に収録した木器1347点のうち、「農具」は60点、4%にすぎない（tab. 2）。この数値は決して意図的な取捨選択の結果ではない。『近畿古代篇』刊行後に近畿地方で出土した7～13世紀の木器は少なくないが、横槌よこづちや木錘きのおもしなどを除外すれば「農具」がきわめて少ないという一般的傾向に変わりはない。つまり、弥生Ⅰ期から5世紀頃までの鋤・鋤を主体とする農具の体系や変遷は、比較的豊富な資料をもとにたどることができても、6世紀以降、それがどのように変遷したのか（あるいは変遷しなかったか）を、同じ密度で考古学的に検討することは、現段階では不可能である。

そのような不均衡が生じた理由は必ずしも明確ではない。しかし、『近畿原始篇』収録の木器が、原則として集落遺跡にともなう溝・井戸や近接して流れる河川、あるいは墳墓をめぐる溝などから出土しているのに対し、『近畿古代篇』に収録した木器の約73%が平城宮・平城京をはじめとする都城遺跡の出土品で、残りの27%にも地方官衙や寺院に関連する遺跡の出土品が少なくない事実は、その不均衡を生む一つの原因になったとみてよいだろう。

また、『近畿古代篇』収録の木器で「祭祀具」が348点（26%）と最も多数を占めるのも、出土遺跡の性格に基づくと思われる。しかし、「祭祀具」における『近畿古代篇』と本書の違いには、7～8世紀代に神祇制度が整い、木製祭祀具が大量に製作・使用・廃棄されるようになったという時代差も無視できない。とくに、『近畿古代篇』で多数を占める斎串いぐしや人形が『近畿原始篇』ではきわめて稀で、『近畿古代篇』では必ずしも数が多い武器形・鳥形・舟形が『近畿原始篇』で主体をなす点などは、律令制の整備にともなう祭祀体系の再編を考察する上

| 木器種別    | 掲載点数  | 百分比     |
|---------|-------|---------|
| 工 具     | 150点  | 6.05%   |
| 農 具     | 887   | 35.77   |
| 紡 織 具   | 64    | 2.58    |
| 運 搬 具   | 23    | 0.93    |
| 漁 撈 具   | 130   | 5.24    |
| 武器・馬具   | 156   | 6.29    |
| 服 飾 具   | 45    | 1.81    |
| 食 事 具   | 80    | 3.22    |
| 容 器     | 265   | 10.69   |
| 楽 器     | 32    | 1.29    |
| 祭 祀 具   | 154   | 6.21    |
| 雑 具     | 283   | 11.41   |
| 建 築 部 材 | 50    | 2.02    |
| 用途不明品   | 161   | 6.49    |
| 計       | 2480点 | 100.00% |

tab. 1 『近畿原始篇』の図版に収録した木器の種類別の点数

| 木器種別   | 掲載点数  | 百分比    |
|--------|-------|--------|
| 工 具    | 90点   | 6.68%  |
| 農 具    | 60    | 4.45   |
| 紡 織 具  | 48    | 3.56   |
| 運 搬 具  | 9     | 0.67   |
| 魚獵具・武器 | 18    | 1.34   |
| 服 飾 具  | 137   | 10.17  |
| 容 器    | 263   | 19.52  |
| 籠 編 物  | 8     | 0.59   |
| 食 事 具  | 74    | 5.49   |
| 文 房 具  | 15    | 1.11   |
| 遊 戯 具  | 27    | 2.01   |
| 祭 祀 具  | 348   | 25.61  |
| 建築模型部材 | 11    | 0.82   |
| 雑具・部材  | 119   | 8.83   |
| 用途不明品  | 120   | 8.91   |
| 計      | 1347点 | 99.76% |

tab. 2 『近畿古代篇』の図版に収録した木器の種類別の点数

- 1 衣食住に関するもの
  - (1) 家具 (2) 灯火用具 (3) 調理用具
  - (4) 飲食用具 (5) 服物 (6) 履物
  - (7) 装身具 (8) 出産、育児用具
  - (9) 衛生保健用具
- 2 生業に関するもの
  - (1) 農具 (2) 山樵用具 (3) 狩猟用具
  - (4) 漁撈用具 (5) 紡織色染に関するもの
  - (6) 畜産用具 (7) 交易用具 (8) その他
- 3 通信運搬に関するもの
  - (1) 運搬具 (2) 行旅具 (3) 報知具
- 4 団体生活に関するもの
  - 災害予防具、若者宿の道具、地割用具、共同労働具等を含む
- 5 儀礼に関するもの
  - (1) 誕生より元服（成年式） (2) 婚姻
  - (3) 厄除 (4) 年祝 (5) 葬式、年忌
- 6 信仰・行事に関するもの
  - (1) 偶像 (2) 幣帛類 (3) 祭供品及び供物
  - (4) 楽器 (5) 仮面 (6) 呪具 (7) ト具
  - (8) 祈願品
- 7 娯楽遊技に関するもの
  - 娯楽遊戯、賭事、競技に関する器具
- 8 玩具・縁起物
  - 手製の玩具にして商品にあらずるもの

tab. 3 『民具蒐集調査要目』(1936年)

でも興味深い。

時代差という視角を導入した場合、『近畿古代篇』と本書に収録した「農具」の量の違いも、単なる出土遺跡の性格差ばかりでなく、農具の保有・消費方法の時代差や、農具出土遺構の代表である河川の管理形態の時代差という問題にも関わってくるかもしれない。また、民具研究の立場から見ると、使えなくなった農具の鉄刃は鉄素材として再利用し、柄などの木質部は燃料に至るまで消耗し尽くす。弥生・古墳時代のように、大量の農具が出土する事態は考えにくいという<sup>\*</sup>。そこに木器の消費に関する意識の時代差を読みとることができる。

いずれにせよ、収録した木器の内容からみて『近畿原始篇』と『近畿古代篇』の差異は大きい。その意味で、両書の境界を6・7世紀の間に置いたのは、それなりに妥当と考える。

A 木器研究の方法と課題

多くの遺跡では木器は腐ってなくなっているが、出土する遺跡では大量にまとまって出てくる。木器が出土すると、大体、やっかいなものが出てきたという感想をもつ。まず、掘りあげるのに細心の注意を要するので、調査期間が大幅に延びる。しかも、現場は湧水が多く、トレンチの壁がくずれないように安全管理も大変だ。残りの悪い木器やもろい木器はどうやって採りあげるか。当面どうやって保管するか。保存処理はどうするか。その費用はどうやって調達するか。等々。目先の事後処理に心を奪われてしまう。保存科学の技術が発達した現代ですこのありさまだから、昭和10年代の奈良県唐古遺跡（唐古・鍵遺跡）や、昭和20年代の静岡県登呂遺跡の発掘調査関係者の苦労はいかばかりであったろう。しかも、その出土木器やそのレプリカは、すべてではないにせよ、現在もお実見できる。保存科学が未発達な時点で、保管にも心を配った関係者の努力に脱帽すべきである。

**木器研究の意義** 発掘という事業では「やっかい者」とみなされがちでも、考古資料として眺めたとき、木器は実に数多くの情報を我々にもたらしてくれる。「ほとんどの有機物質が腐朽性をもつ」「つまり、考古学的記録は、比較的短時間のうちに、石・骨・ガラス・金属・土器などの単なる残片、空罎、ドアからはずれた蝶<sup>ちょうつがい</sup>番、枠のなくなった窓ガラスの破片、柄のとれた斧、柱のない柱穴等々に化けてしまうのである。」「失われた欠落腐朽の部分がどんなに莫大なものかは、どこの博物館でもよい、その民俗資料の陳列場を、ごく大ざっぱに見わたすだけで理解できよう。」（V. G. チャイルド『考古学と何か』近藤義郎・木村紀子訳1969年）。チャイルドのいう「欠落腐朽の部分」の主体をなすのが木器そのものである。

1936年、渋谷敬三が主催するアチック・ミュージアム（日本常民文化研究所の前身）は、小冊子『民具蒐集調査要目』を刊行して、全国規模での民具調査を呼びかけた。tab. 3はその大項目・中項目で、中項目ごとに具体的な品目が列記されている。同冊子の「まえがき」によれば、その品目は「ひとまず採集の便宜上配列分類した」もので、これから「採集保存しようとする民具の範囲は大体こういうもの」という目安にすぎない。しかし、半世紀以上も前の民具研究者が、欧米の近代技術が導入される以前の一般的日本人（＝常民）の生活や技術を検討するための物質文化の基本を、その品目に網羅しようとしたと見てよいだろう。

その品目のなかで、「鋸の柄」のように一部でも木を使った民具がどれだけの割合を占めるかを検討するには、民具関係の書物を山積みにとりかからねばならない。しかし、ざっと目を通して繊維製品が比較的多いので、これを省いたとしても、全体の半数以上は何らかの形で木

\* 河野通明の教示による。

を材料に含んだ器具が占める。20世紀前半の民具事情が、どのような歴史的経過をたどって形成されたものかは別に検討を要する。しかし、生活や技術の基本となる物質文化のなかで、木器が大きな比重を占めていたことは、さらに過去にさかのぼって適用できることは確実である。

木器の考古学的に研究する意義、およびその研究が困難なひとつの理由は、いずれもこの点にある。すなわち、木器の考古学的研究は、過去の物質文化の実体をより鮮明化し、その生活像をより具体的で豊かなものにする。しかし、木器は過去の生活・技術を構成する各分野に限らず存在し、しかも、鉄の刃先などの他の材質のものや、他の部材と組合って機能することが多い。そのため、出土木器には用途を特定しにくいものが非常に多くなる。

**木器の分類** 本書の木器分類法は基本的に『近畿古代篇』を踏襲した。ただし、先述したように、収録した木器の内容や研究の現状は『近畿古代篇』と本書は異なる。分類は基本的に叙述・解説の手段だから、実状に即して項目に異同が生ずるのは当然である。たとえば、『近畿古代篇』では琴柱・独楽を「遊戯具」で一括したが、『近畿原始篇』では琴（琴柱を含む）と笛を「楽器」で一括した。両書の分類項目の異同は、第Ⅱ章の各節で論及している。

『近畿古代篇』や本書が採用した「工具」「農具」「紡織具」などの分類項目は、tab. 3の『民具蒐集調査要目』の中項目と近似する。木器が生活・技術を構成する各分野に限らず存在する以上、両者の分類項目が近似するのは当然である。しかし、両者の分類法には大きな違いがある。すなわち、『民具蒐集調査要目』で「衣食住に関するもの」「生業に関するもの」などと記した大項目を『近畿原始篇』や『近畿古代篇』は欠いているのである。

『民具蒐集調査要目』は、その民具を実際に使用した人間の証言が分類の前提に存在する。しかし、出土木器は民具と同様に生活・技術の各分野にわたる物を包括しているにもかかわらず、それを使用する場や使用法などの用途や機能に関する情報を原則として欠いている。たとえば、「容器」などは「衣食住に関するもの」「生業に関するもの」「通信運搬に関するもの」「儀礼に関するもの」「信仰・行事に関するもの」「娯楽遊戯に関するもの」「玩具・縁起物」のどの大項目に含まれていても不思議ではない。

**木器の機能認定法** 出土木器が用途や機能に関する情報を欠く以上、『民具蒐集調査要目』にはない「用途不明品」という項目が大きな比重を占める。本書で「用途不明品」とした木器には、限定された機能をもつと推定できる入念で複雑な加工を施した木器で、しかも各地で同じ形態のものが出土しているにもかかわらず、何に使ったのかわからないもの（たとえばfig. 1）。PL. 185・186に収録した端部に紐かけをもつ板や棒のように形態・加工が簡単で、織機・梯子・田下駄の横棧など様々な道具の部材となり得るために、用途が特定できないものなどがある。前者が用途不明なのは、我々の知識や想像力が不足しているためで、将来用途がわかれば、同じ形態の木器にその名称を普遍化できる。これに対し、後者は、出土状況などから特定の個体の用途が判明しても、その呼称を他の個体まで普遍化しにくい。いずれも、現状で適当な名称がないので、「用途不明品」で一括したわけである。ただし、鋤・田下駄・横植など、研究者の間で呼称がある程度認知されている出土木器でも、その使用法や機能に関する情報を欠く点は「用途不明品」と同様である。つまり、出土木器研究のかなりの手間は用途や機能の認定に当てねばならないのである。木器の用途・機能の認定法の公式はないが、(1)出土状況や使用痕の観察、(2)民俗(族)例との対比・類推、(3)模作品による使用実験、(4)集成と分類による考古学的分析が重要と考える。以下、具体例をあげて、これらの認定法を検討する。

<「丸鋤」は泥除> かつて「丸鋤」と呼ばれ、単独で機能すると考えられていた農具の多く

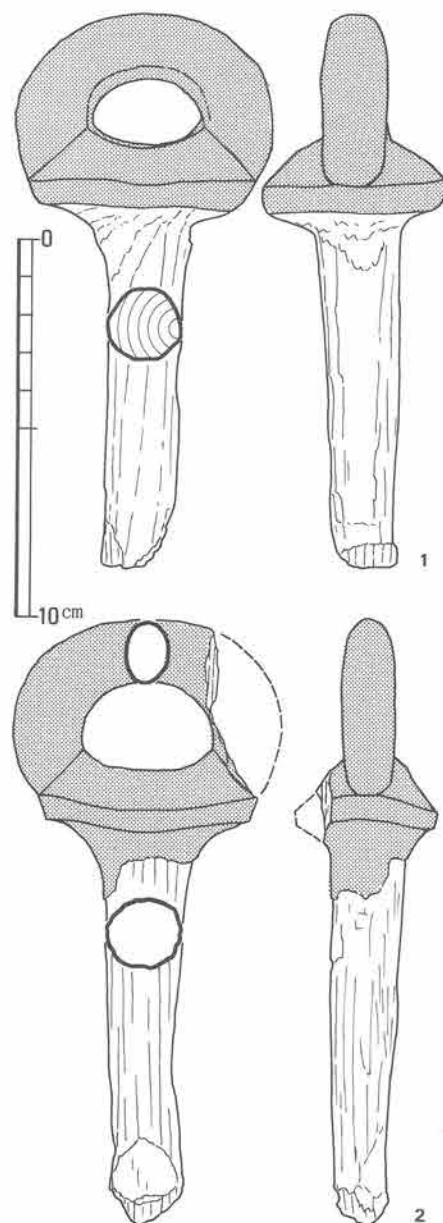


fig.1 入念で複雑な用途不明品

1. 滋賀県斗西（4～5世紀、イヌガヤ、滋賀32）
2. 奈良県戸石辰巳前（弥生末～4世紀、奈良87）

Archaeological illustrations of three artifacts, labeled 1, 2, and 3. Artifact 1 is a large rectangular object with a central irregular opening and six circular holes. Artifact 2 is a long rectangular object with a central irregular opening and eight circular holes. Artifact 3 consists of two long, narrow rectangular objects, each with a circular hole. A scale bar from 0 to 50 cm is shown. A small inset shows a detail of a rectangular object with a cross-hatched pattern.

\* その後同遺跡は那珂君休遺跡に包含された。本書では、原則として報告書名となった遺跡呼称を踏襲する。福岡市教育委員会『那珂久平遺跡Ⅱ』福岡市埋蔵文化財調査報告書 第163集 1987年

\*\* 詳細な研究過程は第Ⅱ章, p. 45参照。

\*\*\* 向日市教育委員会「長岡京左京第196・214次(ANEGZ-1・2地区)～東二坊大路・二条大路交差点, 左京二条三坊四町, 左京三条三坊一町, 鶏冠井清水遺跡～発掘調査概要」『向日市埋蔵文化財調査報告書 第34集』1992年

「足板2枚重ね」説に賛同できない理由は、単に出土状況に別の解釈の余地があるからだけではない。足板を2枚重ねにすることに、どんな利点があるというのか。頑丈な足板が必要なら、厚い板を使うか横桟などで補強すればよいことで、足板自体を2枚重ねにする必然性はない。事実、民具で同形同大の足板を2枚重ねて片足用とする例はない。

＜民具との対比＞ 用途や使用法がわかる民具との比較対照は、出土木器の機能を認定する重要な方法のひとつである。民族学に精通した八幡一郎が、静岡県登呂遺跡で出土した中央に方孔のある隅丸方形の板を高床倉庫の鼠返しと推定。後に、伊豆山木遺跡で柱にはめ込んだ鼠返し<sup>\*</sup>が出土して、八幡の推定を実証した話は著名である。渡辺誠は出土横槌や木錘（槌の子）の研究において、民具との比較対照という方法を徹底させた。とくに、横槌の研究で示した方法は鮮やかである<sup>\*</sup>。すなわち、まず民具を分析して用途の差（機能差）が横槌の形や大きさの差（形態差）にどう現れるのかを示す。次に、出土横槌の形態差を民具の形態差と対応させ、その機能を類推する。そして、出土横槌を編年して、各機能＝各形態の消長を明らかにする。渡辺が駆使した方法は、用途がわかる民具と年代がわかる考古資料という両者の利点を、最大限に活用しており、方法論的にもきわめて明解である。しかし、この方法にも限界がある。

弥生～古墳時代の「横槌」には身の先端が著しく摩耗して、小型の杵に使ったと認定できるものがある。この小型杵は、形態的に「横槌」と区別しにくく、使用痕のみで認定できる。しかし、その使用痕を確認できる個体は意外に多く、小型杵に対応する小型臼も弥生時代には少なくない<sup>\*\*</sup>ことから、たまたま杵に転用したものではなく、「横槌」のひとつの使用法と判断できる。しかし、民具で杵に使った「横槌」の存在は指摘されていない。

煮沸用鍋がスキヤキ鍋・オデン鍋・シチュー鍋・テンプラ鍋などに分化したように、道具は機能分化によって形態が特殊化する。形態が特殊化した道具が普及すると、それまで複数の機能を兼ねていた道具からその機能が脱落する。今後検討を要するが、「横槌」から杵としての機能が脱落したのは、すりこぎ・搗粉木・搗鉢の出現と普及に関連すると想定している。また、民具の横槌が工具として機能することは稀で、工具に使うのは主に転用だという。しかし、日本の弥生～古墳時代には現在の木工用木槌と同じ形態の工具（『近畿古代篇』0106～0110）は確認できない。木槌は木工具に不可欠だから、弥生～古墳時代には横槌がその機能を担っていたに違いない。ここでも現存民具において、かつて存在した機能が脱落していると想定できる。

つまり、民具もまた歴史的産物なのである。民具をもとに考古資料の機能を類推する場合、この前提を忘れてはならない。民具で類推しきれない部分は、原点に戻って出土状況或使用痕など考古資料自体のもつ情報や、出土した生活用具の全体像（次にとりあげる様式）のなかで、その道具の機能を再検討していくことが重要である。要するに、冒頭に述べた出土木器の用途・機能を認定する4つの方法は、いずれも絶対的・決定的な方法というわけではなく、相互補完的に駆使することによって、より蓋然性が高まるという性質のものなのである。

**木器の年代と様式** 前近代社会では生活・技術のあらゆる分野に広く存在したにもかかわらず、木器は特殊な条件・環境のもとでのみ遺存するため、土器や石器ほど普遍的な遺物ではない。木器も時代によって型式が変遷し、地域によっても型式差がある。しかし、その時代差・地域差は土器ほど鋭敏ではない。

本書に示した木器の年代は、基本的に共伴土器を根拠とする。同じ「共伴」でも、河川のよどみで共伴した場合と、集落の環濠や井戸・土坑などで共伴した場合とでは、「共伴」という事実の重みが異なる。さらに、「共伴」事実の確認は調査担当者の技量にも関わってくる。しかし、本書では、そうした「共伴」事実の重みの差を無視して木器の年代観を示している。

共伴土器を根拠に、同種類の木器を年代順に並べるのが、本書における「編年」の基本的方法である。斧柄や鋤身などの資料が豊富な木器を型式分類して「編年表」をくみたてると、同種類異型式の間に型式変遷が読みとれる。その場合、型式分類が主に年代差を意味していたこ

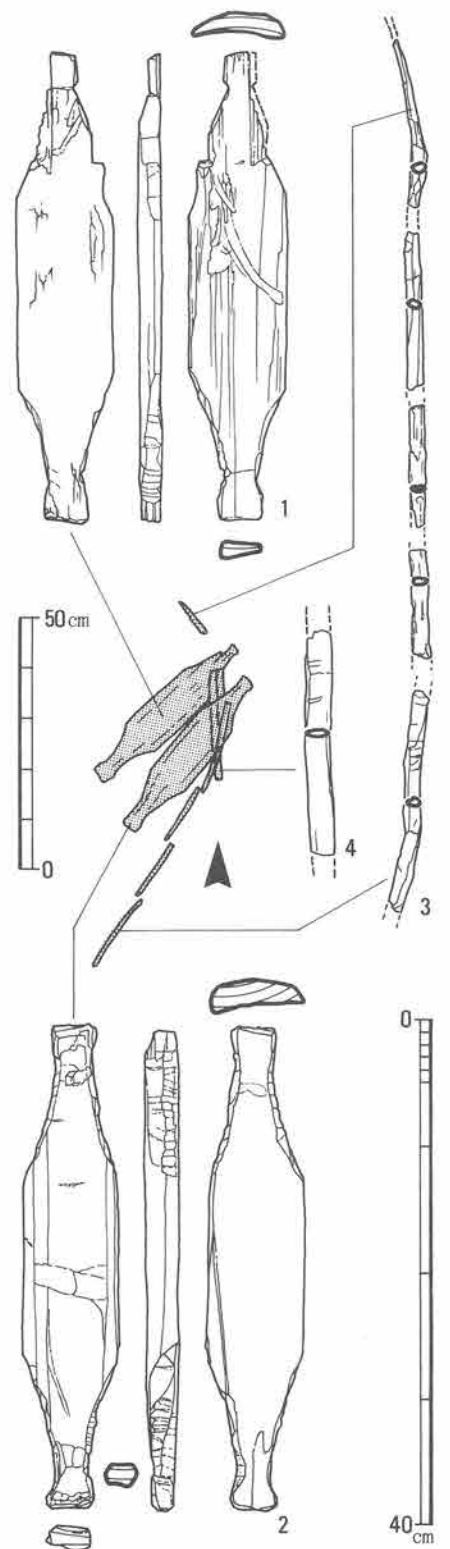


fig.3 京都府鶏冠井清水遺跡  
S X 21400 C地点出土田下駄  
(古墳時代後半, 向日市教委1992)

\* 渡辺 誠「ヨコヅチの考古民具学的研究」『考古学雑誌』70-3, 1985年

渡辺 誠「ヨコヅチをめぐる一考古資料と民具」『民具が語る日本文化』1989年

\*\* 本書第Ⅱ章「B農具」節「8臼・作業台」項 p. 101参照。

## 第I章 序 言

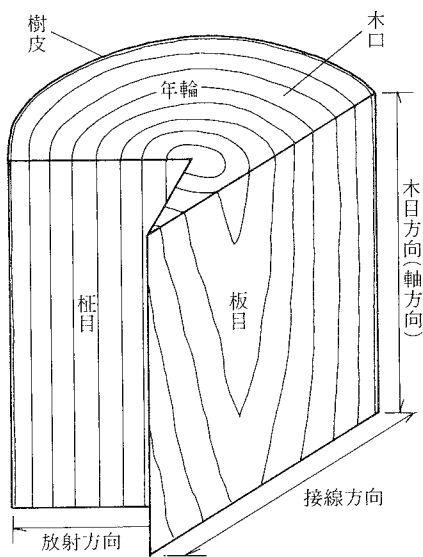


fig.4 木材の部分名称

となる。その歴史的意味づけ(=解釈)は第Ⅱ章の解説でふれた。しかし、読みとった型式変遷や解釈に、必ずしも整合しない資料が若干ある。できる限り生の資料を提示することが本書の目標なので、その不整合は「編年表」を見ればわかるように配慮した。不整合を生じた理由が、「共伴」事実の重みの差にあるのか、解釈の誤りにあるのかは、今後確実な「共伴」事実を積み重ねることで解決すると信じている。

刀子・鑿<sup>のみ</sup>・鋸<sup>やりがんな</sup>・鉋<sup>からすき</sup>・斧、あるいは犁・鍬・鋤<sup>まぐわ</sup>・馬鍬・田下駄・鎌・臼・杵など複数の道具が組合って木工技術や農業技術の体系をなす。技術体系を形成する道具の基本的組合わせを「工具の様式」「農具の様式」と仮定すると、編年した各種の道具を時期ごとにまとめれば、様式を垣間みることができるはずである。しかし、工具や農具の様式は、当然、金属器・石器・骨角器など他の材質の遺物を含めて設定せねばならない。本書第Ⅱ章のいくつかの節は、そうした問題意識を踏まえて構成したつもりである。ただし、木器集成という本来の目的からは逸脱しないよう心がけた。各時代の「工具の様式」や「農具の様式」に基づいて、木工技術史や農業技術史を叙述するのは将来の課題である。

**木器の実測図** 本書図版の木器は、①「削り」などの加工痕、使用痕、他の部材が当たった圧痕などを記入する。②平面図や側面図に木目(木理)を記入しない。③断面に年輪を模式的に記入して、木取りを示す。④樹皮を残す部分は正確でなくとも質感をだす。⑤容器以外の丸味のある木器は、①の表現に抵触しない限り陰影をつけて立体感をだす。⑥容器は主に土器の図法を踏襲する。⑦欠損部分に破線をのばして、できるだけ復元的に描く。などの原則で新たに描き直した。ただし、木器の実測図の描き方は個人差が大きく、原図にかなりの差がある。したがって、同じ図版に収録した同種類の木器でも、表現法が若干異なるものがある。

木器の質感や木取りを表現するために、平面図や側面図に木目を記入した実測図がよくある。この表現法には、次のような欠点がある。(イ)木目を記入すると加工痕・使用痕を描きにくく、描いた場合に両者の線と区別しにくい。(ロ)実測図を描くのに時間がかかり、しかも正確には描けない。(ハ)木目が密な部分は図を縮小すると版がつぶれる。

ほとんどの木器は、木目を記入せずとも、断面図の模式的な年輪で木取り法を示すことができる。ただし、通常の木器は製品の主軸が木目方向と一致するのに、木製穂摘具(PL.78)は刃縁が木目と40~80°の角度をもつ例が多い。この場合は、製品の断面図で木取りを表示しにくいので、間引いた線で平面図に木目方向を示した。また、京都府古殿遺跡出土の机脚(17402・17404a~c)は木目の美しさを意識して製作していると報告者は指摘し、木目を実測図に書き込んだ。17404には版がつぶれない程度で木目を入れてみた。しかし、やはり木目の美しさなどは写真図版で示すべきと考える。

**木器の木取り** 板目材と柁目材と(fig.4)は断面に年輪を模式的に図示すれば区別できる。ただし、実際に板目材と柁目材とを肉眼で区別するのは必ずしも容易でない。スギ・ヒノキなどの針葉樹は春材(早材)と夏材(晩材)との区分が明瞭で、年輪がはっきりとみえる。これに対し、広葉樹は概して年輪が不明瞭で、なかには髓から樹皮に向けて放射方向に走る放射状組織が年輪よりもはっきりみえるものもある。その場合、はっきりみえる放射状組織に対し、ほぼ直交する形の年輪方向を実測図の断面に模式的に図示せねばならない。年輪・放射状組織を区別して、木器の木取りを正しく図示するには、樹種鑑定などと合わせて専門家の指示を仰ぐのが望ましい。

木器の実測図で放射状組織を年輪と誤認して図示した例は少なくない。とくに鍬・鋤などの

近畿地方の農具は、アカガン亜属をはじめとする広葉樹材が多く、誤認の頻度も高い。本書の編集に際し、樹種鑑定などのため、実見する機会があった木器は、木取りに関しても再確認・訂正を行った。しかし、その機会がないまま、原図の記載に従った木器も少なくない。本書図版の木取りをデータとして使う場合、その点を留意されたい。

鋏・鋤の木取りに関して言えば、柂目材を板目材と誤認した例が圧倒的に多い。つまり、日本の弥生～古墳時代の鋏・鋤は原則として柂目材を原材としていた。これは、原材の獲得（＝製材法）が一定の方法（ミカン割り）によっていたためである。<sup>\*</sup>伐採した原木（丸太材）を木口面で放射方向に分割して原材を得るミカン割りは、製材用の縦挽き鋸（大鋸など）が出現する以前の主要な製材法用で、これによって均一な柂目材を得ることができた。加工し始めたばかりの鋏未成品の断面が楔形を呈する（02607）のはそのためである。

しかし、ミカン割りは、製材用の縦挽き鋸が出現する以前の唯一の製材法ではない。たとえば、アメリカ・インディアンは原木を切り倒さず、必要な長さに応じて立木の上下を削り込み、両側から楔を打ち込んで原材を得ていた（fig. 5）。この製材法で得られる原材は、原則として板目材である。つまり、木工技術の基本になる製材法を解明する上で、木取りの観察は必要不可欠である。しかし、先述したように、本書はその基礎資料として充分ではない。

**木器の加工痕** 木取りも含めた弥生時代の木材加工技術は、関野克が静岡県登呂遺跡出土の土木建築用材をもとに検討した。そこでは、材に残る加工痕から斧・鑿などの鉄製工具の存在を推定している。<sup>\*\*</sup>大和法隆寺の古材から使用した工具の全体像を復原したように、加工痕から木工技術体系に迫る研究は、建築史の独壇場のような感もあった。しかし、近年、杭や農具未成品に残る加工痕をもとに、主要な木工具が石製か鉄製かを識別し、工具鉄器化の地域差が論じられている。<sup>\*\*\*\*</sup>これらの加工痕の観察・分析は、木器研究の重要な視角と考える。しかし、全般的な研究レベルでは、加工痕の観察は不徹底で、工具刃先が当たった境界や稜線を実測図に書き込むのが現在の到達点である。少なくとも、工具の種類や刃先の材質を配慮した木器の図法や記述法は確立・定着していない。したがって、本書では収録した木器の加工痕の観察・分析という視角を踏襲し、発展させることはできなかった。第Ⅱ章の遺物解説が、収録した木器の形態論に留まり、製作技術論を展開できなかった理由はそこにある。先述した木取りの問題を含め、木器製作技術に関する分野のデータの蓄積と研究の深化とを期待したい。

**木器の樹種** 本書図版に収録した木器の樹種は、報告済みのものはその記載に従った。また、未鑑定のものは、岡田文男（（財）京都市埋蔵文化財研究所保管木器）、光谷拓実（滋賀・大阪・奈良県内の遺跡出土木器）が新たに樹種同定を行った。諸般の事情で同定できなかったものも多いが、収録した木器の過半数は樹種が判明している。近畿地方における樹種選択の傾向性は看取できると考える。

ある種の木器のどの樹種が好まれたかという傾向性を、全国規模で整理した成果も公表されている。<sup>\*\*\*\*\*</sup>しかし、同種類の木器でも形態が異なれば樹種が異なる場合がある。『近畿古代篇』に収録した挽物の皿は、高台がつかない形態ではヒノキが卓越するのに、高台がつくものはトチノキがめだつ。実際に木地を扱っている方からは、高台がつくような細かな加工はヒノキでは困難との指摘を得た。木の性質に由来する形態差と樹種差との対応以外に、時代差・時期差にもとづく樹種差はさらに重要である。その視点での研究成果も整理されつつあるが、そこでは、木器の型式と樹種とがセットで基礎データになる。その面でも、本書が少しでも研究に貢献できれば幸いである。



fig. 5 アメリカ・インディアンの原材採取法  
(Philip Kopper 'The Smithsonian Book of North American Indians' 1986)

\* 町田 章「木器の生産」『弥生文化の研究 5 道具と技術Ⅰ』1985年

\*\* 関野 克「構築用木材」『登呂（前編）』1949年

\*\*\* 竹島卓一「法隆寺の工具」『角川版世界美術全集 第2巻 日本（2）飛鳥・白鳳』1961年

\*\*\*\* 宮原晋一「石斧、鉄斧のどちらで加工したか—弥生時代の木製品に残る加工痕について—」『弥生文化の研究 10 研究の歩み』1988年

\*\*\*\*\* 島地 謙・伊藤隆夫編『日本の遺跡出土木製品総覧』1988年

\*\*\*\*\* 山田昌久・鈴木三男・能城修一「考古学における木製遺物の樹種選択研究の現状」『木と民具（日本民具学会論集4）』1990年

|      |             |                     |
|------|-------------|---------------------|
| 第7回  | 1985年4月17日  | 奈良国立文化財研究所          |
| 第8回  | 1985年8月20日  | 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所  |
| 第9回  | 1985年9月27日  | 奈良県立橿原考古学研究所        |
| 第10回 | 1986年4月15日  | 奈良国立文化財研究所          |
| 第11回 | 1986年10月14日 | （財）京都府埋蔵文化財調査研究センター |
| 第12回 | 1987年11月12日 | 奈良国立文化財研究所          |

tab. 4 「近畿地方出土木器の集成研究」  
集会の開催日と開催場所

## B 『近畿原始篇』の編集

『近畿古代篇』同様、本書も近畿各府県市町の埋蔵文化財調査機関や担当者の全面的な協力を得て完成した。すなわち、先に発足した「近畿地方出土木器の集成研究」集会を、ひきつづき6回に渡って開催し（tab. 4）、『近畿原始篇』基礎データの集成と編集方針を固め、編集事務局を奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター集落遺跡研究室に置いた。以後は、編集方針に従って、事務局が各調査機関や担当者と個別に協議を重ねた。

本書の編集方針および具体的な作業工程は『近畿古代篇』をおおむね踏襲した。ただし、①木器解説は総論的な内容とし、個別の説明は一覧表で示す。②図版作成後に新たに出土・報告された木器は挿図に掲載して内容の充実をはかる。<sup>\*</sup>③挿図には近畿地方以外で出土した木器も若干掲載し、比較対照ができるようにする。などの方針を新たに加えた。

本書の作成に協力した近畿各府県市町の埋蔵文化財調査機関をはじめとする諸機関や、それに所属する個人は多数におよぶ。本来ならば、「近畿地方出土木器の集成研究」集会に参加され、編集方針等に積極的な助言を与えた方々、第Ⅲ章の遺跡解説を執筆された方々、第Ⅱ章の木器一覧表を加筆・修正された方々、新たな資料を教示・提供された方々など、その旨を所属機関とともに明記して謝意を表すべきである。しかし、本書の編集着手から完成まで8年を要し、その間に新たな埋蔵文化財調査機関が発足したり、所属機関を変更された方も多い。ここで機関名と個人名とを別々に列記して謝意を表すことに対し、ご寛恕を願う次第である。

＜協力機関名＞三重県教育委員会、上野市教育委員会、滋賀県教育委員会、守山市埋蔵文化財センター、米原町教育委員会、能登川町教育委員会、五個荘町教育委員会、京都府教育委員会、京都府立山城郷土資料館、（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター、（財）京都市埋蔵文化財研究所、向日市教育委員会、（財）長岡京市埋蔵文化財センター、大阪府教育委員会、（財）大阪文化財センター、高槻市立埋蔵文化財調査センター、茨木市教育委員会、吹田市教育委員会、寝屋川市教育委員会、四条畷市教育委員会、（財）大阪市文化財協会、（財）東大阪市文化財協会、東大阪市立郷土博物館、八尾市教育委員会、羽曳野市教育委員会、岸和田市教育委員会、堺市立埋蔵文化財センター、兵庫県教育委員会、神戸市教育委員会、川西市教育委員会、六甲山麓遺跡調査会、奈良県立橿原考古学研究所、橿原市教育委員会、天理市教育委員会、大和郡山市教育委員会、田原本教育委員会、桜井市教育委員会、埋蔵文化財天理教調査団、奈良大学文化財学科、和歌山県教育委員会、御坊市遺跡調査会、海南市教育委員会、宮内庁書陵部、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部、同飛鳥藤原宮跡発掘調査部、京都大学考古学研究室

＜協力個人名＞浅岡俊夫、東 潮、石神幸子、泉 武、石田 修、井藤 徹、伊藤久嗣、井上和人、芋本隆裕、岩崎二郎、岩永省三、植田文雄、大村敬通、岡幸二郎、奥井哲秀、岡田文男、岡野慶隆、置田雅昭、小野山節、加賀見省一、笠井敏光、金子裕之、兼康保明、亀田 博、北田栄造、北野俊明、木村泰彦、京嶋 覚、黒崎 直、近藤利由、阪口俊幸、阪田育功、酒井龍一、塩山則之、清水真一、白神典之、菅原正明、関川尚功、平良泰久、高島 徹、高橋照彦、高橋美久二、田中勝弘、田中清美、千賀久、辻本和美、土肥孝、戸原和人、中井一夫、中井 均、中川正人、中谷雅治、中村 敦、野島 稔、野原宏司、服部伊久男、土生田純之、林 純、菱田哲郎、樋口吉文、平田博幸、平方幸雄、広瀬雅信、福田英人、藤井利章、藤澤真依、藤田三郎、藤原 学、松井 章、松尾信裕、松崎俊郎、松本洋明、光谷拓実、宮原晋一、村上年生、百瀬正恒、森田克行、森村健一、八木久栄、山内紀嗣、山田 猛、山中章、山本 彰、山本三郎、吉田宣夫、吉水康夫、米田敏幸、渡辺伸行、瀬川 健

具体的な編集作業は、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター長（田中琢、佐原眞）・同研究指導部長（佐原、猪熊兼勝）および集落遺跡研究室長（工楽善通、山中敏史）の指導のもとで上原真人が行った。原稿入力や表・挿図の作成等には、岸本直子氏の多大の援助があった。また、英文目次の作成にはサイモン・ホーリッジ氏の助力を得た。

\* 図版の草稿は、1987年11月に配布。各調査機関や担当者の検討を経て、1988年10月までに補訂を完了し、墨入れを行った。したがって、それ以降に加わった資料は図版に掲載されておらず、新たな知見は第Ⅱ章の本文・挿図において補足した。